

## 大口町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(国又は地方公共団体の機関による閲覧の請求)

第2条 町長は、法第11条第1項の規定による請求（以下「閲覧請求」という。）については、次の各号に掲げる閲覧請求の区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずる公文書を提出させるものとする。

(1) 次号に掲げる閲覧請求以外の閲覧請求 様式第1

(2) 犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である閲覧請求 様式第2

2 町長は、前項に規定する公文書（以下「閲覧請求書」という。）に必要事項の記載がないなどの形式上の不備があると認めるときは、速やかに、閲覧請求をした者（以下「閲覧請求者」という。）に対し、その補正を求めるものとする。

3 町長は、閲覧請求書に記載されている事項に疑わしい点があると認めるときは、閲覧請求者に対して、電話等により、当該事項について確認するものとする。

4 町長は、前項の規定による確認を行ったときは、その確認内容を閲覧請求書の余白に記載するものとする。

(法第11条の2第1項第3号の町長が定めるもの)

第3条 法第11条の2第1項第3号の町長が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 訴訟を提起する際の相手方の居住関係の確認

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情による居住関係の確認（閲覧以外に手段がないと町長が認める場合に限る。）

(閲覧の申出)

第4条 町長は、法第11条の2第1項の申出（以下「閲覧申出」という。）につ

いては、次の各号に掲げる閲覧申出の区分に応じ、当該各号に定める様式の書面を提出させるものとする。

(1) 個人による閲覧申出 様式第3

(2) 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）による閲覧申出 様式第4

2 前項に規定する書面（以下「閲覧申出書」という。）は、閲覧をしようとする日の属する月の前月の応答日から閲覧しようとする日の7日前までに提出させるものとする。ただし、町長が緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

3 閲覧申出書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 閲覧申出を行う者（以下「閲覧申出者」という。）が個人の場合にあっては様式第5、法人の場合にあっては様式第6の誓約書

(2) プライバシーマークが付与されていることを証する書類の写しその他の個人情報保護に係る閲覧申出者の取組が確認できる書類

(3) 閲覧申出者が法人の場合にあっては、登記事項証明書若しくはその写し（発行日が6月以内のものに限る。）又は法人の概要が確認できる書類

(4) 法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る閲覧申出の場合にあっては、調査研究に係る調査票その他の調査研究内容が確認できる書類

(5) 大学又はそれに属する者が行う、法第11条の2第1項第1号に掲げる活動に係る閲覧申出の場合にあっては、大学の委員会又は学部長による証明書

(6) 委託を受けて閲覧申出を行う場合にあっては、委託契約書の写しその他の委託関係が確認できる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 町長は、前条第1項第1号に掲げる活動に係る閲覧申出については、弁護士の身分証明書若しくは記章又は裁判所に提出を予定している被告人の住所又は氏名以外の全ての事項が記載されている訴状等の提出を求めるものとする。

5 町長は、前項の規定による提示を受けたときは、その旨を閲覧申出書の余白に記載するものとする。

6 町長は、閲覧申出書に必要事項の記載がないなどの形式上の不備があると認めるときは、速やかに、閲覧申出者に対し、その補正を求めるものとする。

(閲覧の申出に対する措置)

第5条 町長は、閲覧申出に係る閲覧をさせるときは、その旨の決定をし、速やかに、閲覧申出者に対し、その旨及び閲覧をさせる日を書面又は口頭により通知するものとする。

2 前項に規定する書面は、様式第7のとおりとする。

3 町長は、閲覧申出に係る閲覧をさせないときは、その旨の決定をし、速やかに、閲覧申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

4 前項に規定する書面は、様式第8のとおりとする。

(閲覧事項取扱者の申出事項等)

第6条 町長は、法第11条の2第3項の規定による申出（以下「閲覧事項取扱者申出」という。）については、様式第9の書面を、閲覧申出書と併せて提出させるものとする。

2 町長は、閲覧事項取扱者申出を承認するとき、その旨の決定をし、速やかに、閲覧申出者に対し、その旨を書面又は口頭により通知するものとする。

3 前項に規定する書面は、様式第10のとおりとする。

4 町長は、閲覧事項取扱者申出を承認しないときは、その旨を決定をし、速やかに、閲覧申出者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

5 前項に規定する書面は、様式第11のとおりとする。

(官公署がその職員に対して発行した身分証明書の提示等)

第7条 町長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。）第1条第3項の規定に基づき、閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）から提示された官公署がその職員に対して発行した身分証明書に、本人の顔写真が貼付されていないときは、別表第1に掲げる書類のいずれか1以上の書類を併せて提示させるものとする。

2 町長は、閲覧のために窓口に来た者が、閲覧請求書に記載された閲覧者である

か疑わしい点があると認めるときは、閲覧請求者に対して、電話等により、当該者について確認するものとする。

(閲覧者が本人であることを確認するため町長が適当と認める書類等)

第8条 省令第2条第3項第1号に規定する市町村長が適当と認める書類は、別表第1に掲げる書類とする。

2 省令第2条第3項第2号の規定による閲覧者に対する文書照会は、様式第12の書面により行うものとする。

3 省令第2条第3項第2号に規定する市町村長が適当と認める書類は、別表第2に掲げる書類とする。

(閲覧用リスト及び対象者リストの作成等)

第9条 町長は、住民基本台帳施行令（昭和42年政令第292号）第14条の規定により、次に掲げる事項について、住所順に記載したリストを作成するものとする。

(1) 氏名（通称が住民票に記載されている外国人住民にあつては、氏名及び通称）

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所

2 前項に規定するリスト（以下「閲覧用リスト」という。）は、毎年6月及び12月の1日現在により、改製するものとする。

3 町長は、前項の規定による改製を行ったときは、速やかに、改製前の閲覧用リストを、当該閲覧用リストに記載された事項が漏洩することがないように、適正な方法により、廃棄するものとする。

4 町長は、閲覧の範囲が町内全域で不特定多数の住民にかかる場合については、閲覧用リストから閲覧に係る住民の範囲だけを転記した対象者リストを作成し、これを閲覧に供するものとし、閲覧後は適正な方法により、廃棄する。

5 町長は、閲覧請求及び支援対象者（住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）第6-10に規定する支援対象者をいう。以下同じ。）に係る閲覧を求める特別の閲覧申出の

場合を除き、支援対象者に係る部分を除いた閲覧用リストを閲覧に供するものとする。

(閲覧の方法等)

第10条 町長は、執務時間内に、その指定する場所（以下「閲覧場所」という。）において、閲覧をさせるものとする。

2 町長は、閲覧者に次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 閲覧用リストを閲覧場所以外に持ち出さないこと。
- (2) 閲覧リストをてい重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないこと。
- (3) 閲覧リストに記載された事項の取得は筆写によることとし、様式第13の閲覧用転記用紙を用いること。
- (4) 筆写以外の方法により、閲覧リストに記載された事項を取得しないこと。
- (5) 町職員の事務執行の妨げになる行為をしないこと。
- (6) 町職員の指示に従うこと。

3 町長は、閲覧者が前項各号に掲げる事項を遵守しない場合において、引き続き閲覧をさせることが適当でないと認めるときは、閲覧を中止させるものとする。

(閲覧転記用紙の確認)

第11条 町長は、閲覧者が閲覧を終了したときは、当該閲覧に係る閲覧転記用紙に記載された事項が、閲覧請求又は閲覧申出の際に明らかにされた請求事由又は閲覧により知り得た事項の利用の目的に合致するものかどうかを確認するものとする。

2 町長は、前項の規定による確認を行った後、当該閲覧転記用紙を閲覧者に交付し、その写しを保管するものとする。

(勧告等の方法)

第12条 法第11条の2第8項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 前項に規定する書面は、様式第14のとおりとする。

3 法第11条の2第9項の規定による命令は、書面により行うものとする。

4 前項に規定する書面は、様式第15のとおりとする。

5 法第11条の2第10項に規定による命令は、書面により行うものとする。

6 前項に規定する書面は、様式第16のとおりとする。

(報告徴収の方法)

第13条 法第11条の2第11項の規定による報告徴収は、書面により行うものとする。

2 前項に規定する書面は、様式第17のとおりとする。

(閲覧の状況の公表)

第14条 町長は、法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、前年度の閲覧の状況を毎年1回6月末日までに公表するものとする。

2 前項に規定する公表は、大口町広報への掲載その他町長が適当と認める方法により、これを行うものとする。

3 第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる公表の区分に応じ、当該各号に定める様式に準じて行うものとする。

(1) 法第11条第3項の規定による公表 様式第18

(2) 法第11条の2第12項の規定による公表 様式第19

附 則 (平成19年9月28日 大口町訓令第10号)

1 この要領は、告示の日から施行する。

2 大口町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要綱(平成18年大口町告示第107号)は、廃止する。

附 則 (平成21年大口町訓令第44号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

2 この要綱は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)附則第15条及び附則第28条を適用する。

3 前項の適用をうける外国人登録証明書において、氏名に簡体字又は繁体字が用いられている場合は、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示(平成23年法務省告示第582号)」に従い、正字に置換のうえ取扱うものとする。

附 則（平成24年6月26日 大口町訓令第12号）

- 1 この訓令は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この訓令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）附則第15条及び附則第28条を適用する。
- 3 前項の適用をうける外国人登録証明書において、氏名に簡体字又は繁体字が用いられている場合は、「在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成23年法務省告示第582号）」に従い、正字に置換のうえ取扱うものとする。

附 則（平成27年9月30日 大口町訓令第17号）

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和4年6月24日 大口町訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年11月29日 大口町訓令第14号）

- 1 この訓令は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に交付を受けている国民健康保険、健康保険又は船員保険の被保険者証若しくは共済組合員証（以下「被保険者証等」という。）の有効期間が経過するまでの間の当該被保険者証等については、なお従前の例による。

附 則（令和6年12月24日 大口町訓令第17号）

（施行期日）

- 1 この要領は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行後にした行為に対して、他の要領の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要領の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下

「懲役」という。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の要領の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要領の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 この要領の施行の際現に改正前の大口町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領の規定により作成された諸様式は、所要の修正を加え、当分の間、使用することができる。

別表第1（第7条、第8条関係）

住民基本台帳カード（本人の写真が貼付されているものに限る。）

個人番号カード

旅券

運転免許証

海技免状

電気工事士免状

無線従事者免許証

動力車操縦者運転免許証

運航管理者技能検定合格証明書

猟銃・空気銃所持許可証

特殊電気工事資格者認定証

認定電気工事従事者認定証

耐空検査員の証

航空従事者技能証明書

宅地建物取引主任者証

船員手帳

戦傷病者手帳

教習資格認定証

警備業法第23条第4項に規定する合格証明書

身体障害者手帳

療育手帳

小型船舶操縦免許証

在留カード

特別永住者証明書

一時庇(ひ)護許可書

仮滞在許可書

官公署（独立行政法人を含む。）がその職員に対して発行した身分証明書（本人の写真が貼付されたものに限る。）

別表第 2 (第 8 条関係)

住民基本台帳カード (別表第 1 に規定するものを除く。)

国民健康保険、健康保険、船員保険又は共済組合に係る資格確認書

介護保険の被保険者証

国民年金手帳又は基礎年金番号通知書

国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書

共済年金又は恩給の証書

請求書・申出書・届出書等に押印した印鑑に関する印鑑登録証明書

別表第 1 に掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書又は引換証等

敬老手帳

生活保護受給者証

学生証

法人がその職員に発行した身分証明書 (官公署が発行した本人の写真が貼付されたものを除く。)

官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書 (別表第 1 に掲げる書類を除く。)

その他本人しか持ち得ないものとして町長が適当と認める書類

様式第1（第2条関係）

第 号  
年 月 日

大口町長 様

印

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求事由				
請求に係る住民の範囲	年齢			
	性別			
	区域 <small>（町・字等具体的に）</small>			
	その他			
閲覧したい日	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後			
	※複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日を上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。			

注 閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書（当該身分証明書に本人の顔写真が貼付されていないときは、当該身分証明書及び運転免許証等の顔写真付きの身分証明書）の提示が必要です。

大口町長 様

印

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

請求機関の名称				
閲覧者	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
請求に係る住民の範囲	年齢			
	性別			
	区域 <small>（町・字等具体的に）</small>			
	その他			
閲覧したい日	年 月 日（ ） 午前 ・ 午後			
	※複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日を上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。			

注 閲覧者が住民基本台帳の一部の写しを閲覧するに当たっては、国又は地方公共団体の職員たる身分を示す証明書（当該身分証明書に本人の顔写真が貼付されていないときは、当該身分証明書及び運転免許証等の顔写真付きの身分証明書）の提示が必要です。

住民基本台帳閲覧申出書

大口町長 様

申 出 者	氏 名	(署名又は記名・押印が必要です。)
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
閲覧事項の 利用の目的	(該当するものを○で囲んでください。) 統計調査 ・ 世論調査 ・ 学術研究 ・ その他 ----- (○で囲んだものについて、具体的な内容を記入してください。)  	
申出に係る住民の 範 囲	年 齢	
	性 別	
	区 域 <small>(町・字等具体的 に)</small>	
	その他	
閲 覧 者	氏 名	
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
	持参する 身分証明書 ※	(該当するものを○で囲んでください。) 運転免許証 ・ パスポート ・ 住民基本台帳カード ・ 個人番号カード ・ その他 ( )
利用の目的に 係る活動の責任者	氏 名	
	住 所	
閲覧事項の 管 理 方 法	保管方法	
	廃棄方法	
	廃棄時期	年 月
閲覧したい日	年 月 日 ( ) 午前 ・ 午後	
	(複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。)	

《閲覧事項を調査研究に利用する場合のみ記入してください。》

調査研究の実施体制		
調査研究の成果の取扱い	公表の有無	有 ・ 無
	公表する場合	公表の方法
	公表時期	年 月

《委託を受けて閲覧の申出を行う場合のみ記入してください。》

委託者の氏名 (法人の場合にあつては、 名称及び代表者の氏名)	
委託者の住所 (法人の場合にあつては、 主たる事務所の所在地)	

注1 特別の申出がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない申出であるとみなします。

2 偽りその他不正の手段により閲覧をし、若しくはさせた者又は本申出に係る閲覧事項を利用の目的以外の目的のために利用し、若しくは本申出に係る申出者、閲覧者及び本申出と併せて閲覧事項取扱者申出書により申出を行い、承認を受けた者以外の者（以下「第三者」という。）に提供した者は、30万円以下の過料に処せられます。

3 注2の違反行為があつた場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為者に対して、閲覧事項が利用の目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することがあります。

この勧告にもかかわらず、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかつた場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命じることがあります。

また、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、勧告を経ることなく、当該違反行為者に対して直ちに命令を発することもあります。

なお、これらの命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。

4 網掛け部分の項目に記載した事項及び閲覧をした年月日は、所定の方法によりその内容を公表します。（委託者の氏名については、委託者が法人の場合にあつてはその名称、個人の場合にあつてはその旨を公表します。）

5 ※の欄について、その他に該当する場合にあつては、別途閲覧者あてに照会書を送らせていただく場合があります。

様式第4（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

住民基本台帳閲覧申出書

申 出 者	名 称	
	代表者の氏名	<small>（署名又は記名・押印が必要です。）</small>
	郵便番号	
	主たる事務所の所在地	
	電話番号	
共同申出者	名 称	
	代表者の氏名	<small>（署名又は記名・押印が必要です。）</small>
	郵便番号	
	主たる事務所の所在地	
	電話番号	
閲覧事項の利用の目的	<small>（該当するものを○で囲んでください。）</small> 統計調査 ・ 世論調査 ・ 学術研究 ・ その他 <hr/> <small>（○で囲んだものについて、具体的な内容を記入してください。）</small>	
申出に係る住民の範囲	年 齢	
	性 別	
	区 域 <small>（町・字等具体的に）</small>	
	その他	
閲 覧 者	氏 名	
	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
	持参する身分証明書	<small>（該当するものを○で囲んでください。）</small> 運転免許証 ・ パスポート ・ 住民基本台帳カード ・ 個人番号カード ・ その他（ ）

	※		
閲覧事項を 取り扱う者の範囲	範囲		
	利用の目的に 係る活動の責任者	役職名	
		氏名	
閲覧事項を 取り扱う者の範囲 (共同申出者)	範囲		
	利用の目的に 係る活動の責任者	役職名	
		氏名	
閲覧事項の 管理方法	保管方法		
	廃棄方法		
	廃棄時期		年 月
閲覧事項の 管理方法 (共同申出者)	保管方法		
	廃棄方法		
	廃棄時期		年 月
閲覧したい日	年 月 日 ( ) 午前 ・ 午後		
	<small>(複数日にわたり閲覧を希望する場合は、初日を上段に記入し、それ以外の日をこの欄に記入してください。)</small>		

《閲覧事項を調査研究に利用する場合のみ記入してください。》

調査研究の実施体制		
調査研究の実施体制 (共同申出者)		
調査研究の 成果の取扱い	公表の有無	有 ・ 無
	公表する場合 公表の方法	
	公表時期	年 月

《委託を受けて閲覧の申出を行う場合のみ記入してください。》

委託者の氏名 (法人の場合にあっては、 名称及び代表者の氏名)	
委託者の住所 (法人の場合にあっては、 主たる事務所の所在地)	

注1 特別の申出がない限り、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者で支援措置を講じているものを含まない申出であるとみなします。

2 偽りその他不正の手段により閲覧をし、若しくはさせた者又は本申出に係る閲覧事項を利用の目的以外の目的のために利用し、若しくは本申出に係る申出者、閲覧者及び閲覧事項を取り扱う者の範囲に属する者のうち本申出者が指定するもの以外の者（以下「第三者」という。）に提供した者は、30万円以下の過料に処せられます。

3 注2の違反行為があった場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該違反行為者に対して、閲覧事項が利用の目的以外の目的で利用され、又は第三者に提供されないようにするための措置を講ずることを勧告することがあります。

この勧告にもかかわらず、当該勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかった場合において、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該勧告に係る措置を講ずることを命じることがあります。

また、個人の権利利益が不当に侵害されることを防止するため特に措置を講ずる必要があると認めるときは、勧告を経ることなく、当該違反行為者に対して直ちに命令を発することもあります。

なお、これらの命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処せられます。

4 網掛け部分の項目に記載した事項及び閲覧をした年月日は、所定の方法によりその内容を公表します。（委託者の氏名については、委託者が法人の場合にあってはその名称、個人の場合にあってはその旨を公表します。）

5 ※の欄について、その他に該当する場合にあっては、別途閲覧者あてに照会書を送らせていただく場合があります。

誓 約 書

大口町長 様

申 出 者 住所  
氏名

（署名又は記名・押印が必要です。）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に際し、次のとおり誓約します。

- 1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下「閲覧事項」という。）については、閲覧申出書に記載した「閲覧事項の利用の目的」以外には使用しません。
- 2 閲覧事項を閲覧者（及び閲覧事項取扱者申出書により指定した者）以外の者（以下「第三者」という。）に提供しません。  
また、閲覧者（及び閲覧事項取扱者申出書により指定した者）にも、閲覧事項を第三者（申出者を除く）に提供させません。
- 3 閲覧事項に関して、閲覧者（及び閲覧事項取扱者申出書により指定した者）による漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 4 閲覧の際は、閲覧者に、大口町職員の指示に従わせます。

誓 約 書

大口町長 様

申 出 者 名 称

代表者の氏名

（署名又は記名・押印が必要です。）

主たる事務所の所在地

（共同申出者）名 称

代表者の氏名

（署名又は記名・押印が必要です。）

主たる事務所の所在地

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に際し、次のとおり誓約します。

- 1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧により知り得た事項（以下「閲覧事項」という。）については、閲覧申出書に記載した「閲覧事項の利用の目的」以外には使用しません。
- 2 閲覧事項を閲覧者及び閲覧申出書に記載した「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に属する者のうち、指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に提供しません。  
また、閲覧者及び閲覧申出書に記載した「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に属する者にも、閲覧事項を第三者（申出者を除く）に提供させません。
- 3 閲覧事項に関して、閲覧者及び閲覧申出書に記載した「閲覧事項を取り扱う者の範囲」に属する者による漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じます。
- 4 閲覧の際は、閲覧者に、大口町職員の指示に従わせます。

第 号  
年 月 日

住民基本台帳閲覧申出に係る決定通知書

様

大口町長 印

年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出について、次のとおり閲覧させることとしましたので、通知します。

閱 覧 日	年 月 日 ( ) 午前 ・ 午後
閱 覧 場 所	
担 当 課 等	電話

注 閲覧日当日は、この通知書及び閲覧申出書に記載した身分証明書を、閲覧者に持参させてください。

住民基本台帳閲覧申出に係る決定通知書

様

大口町長 印

年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出について、次のとおり閲覧させないこととしましたので、通知します。

閲覧させない こととした理由	
担 当 課 等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大口町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 上記1の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで審査請求をすることができます。
  - (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。
  - (2) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

閲覧事項取扱者申出書

大口町長 様

住所

氏名

印

年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出に係る利用の目的を達成するためには、次の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要でありますので、申し出ます。

閲覧事項 取扱者	氏名	
	住所	
上記の者に閲覧事項を取り扱わせることが必要な理由		

第 号  
年 月 日

閲覧事項取扱者の申出に対する承認通知書

様

大口町長 印

年 月 日付けの閲覧事項取扱者申出について、承認しましたので、通知します。

承認した 閲覧事項 取扱者	氏名	
	住所	

閲覧事項取扱者の申出に対する不承認通知書

様

大口町長 印

年 月 日付けの閲覧事項取扱者申出について、次のとおり承認しないこととしましたので、通知します。

承認しない こととした理由	
担当課等	電話

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、大口町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 上記 1 の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで審査請求をすることができます。
  - (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても決定がないとき。
  - (2) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 上記 2 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大口町を被告として(訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

様

大口町長

印

住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書

あなたを閲覧者として指定した 年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出について、次のとおり閲覧させることとしました。

閲覧日当日は、下記の回答書に署名・押印のうえ、あなたご自身が持参してください。

閲覧日	年 月 日 ( ) 午前 ・ 午後
閲覧場所	
担当課等	電話

（ご注意）

- （1）回答書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。
- （2）回答書とあわせて、閲覧申出書に記載した身分証明書を持参してください。
- （3）回答書と身分証明書のどちらか一つでもない場合は、閲覧することができません。

年 月 日

回 答 書

大口町長 様

年 月 日付けの住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

(住所)

(氏名)

印

様式第13 (第10条関係)

閲覧転記用紙

No.

番号	住	所	氏	名	生年月日	性別
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

勸 告 書

様

大口町長 印

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第8項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずることを勸告します。

なお、本勸告に基づき講じた措置を 年 月 日までに報告してください。

講ずるべき措置の内容		
勸告を行う理由		
勸告に係る責任者	役職名	
	氏名	
措置期限	年 月 日	

命 令 書

様

大口町長 印

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条の2第8項の規定により、年 月 日付 第 号で別添のとおり（当該勧告書の写しを添付）勧告したにもかかわらず、いまだ当該勧告に係る措置が講じられておらず、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると認められますので、法第11条の2第9項の規定により、年 月 日までに、当該勧告に係る措置を講じるよう命じます。

なお、本命令に基づき講じた措置を年 月 日までに報告してください。

記

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大口町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 上記1の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで審査請求をすることができます。
  - (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。
  - (2) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

命 令 書

様

大口町長 印

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第10項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずることを命じます。

なお、本命令に基づき講じた措置を 年 月 日までに報告してください。

講ずるべき措置の内容	
命令を行う理由	
措置期限	年 月 日

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大口町長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 上記1の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで審査請求をすることができます。
  - (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。
  - (2) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 報告徴収通知書

様

大口町長

印

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第11項の規定により、次のとおり必要な報告を求めます。

報告すべき 事 項	
報告徴収を 行 う 理 由	
報 告 期 限	年 月 日

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大口町長に対して異議申立てをすることができます。
- 上記1の異議申立てに対する決定を経た場合に限り、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、愛知県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで審査請求をすることができます。
  - 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。
  - その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第18（第14条関係）

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

年 月 日

大口町長

閲覧の請求をした 国又は地方公共団体 の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民 の範囲

備考 前年度において、閲覧の実績がない場合は、その旨を公表するものとする。

様式第19（第14条関係）

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次のように公表する。

年 月 日

大口町長

閲覧の申出を行った者の氏名 (法人の場合にあつては名称及び代表者等の氏名)	委託を受けて閲覧の申出を行った場合に係る委託者の名称 (委託者が個人の場合にあつてはその旨)	利用の目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲

備考 前年度において、閲覧の実績がない場合は、その旨を公表するものとする。